

令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託

プロポーザル審査要領

1 審査対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。なお、見積合計金額が委託料(見積限度額)を超えている場合は、審査対象から除外する。

2 審査の実施

- (1) 日時 令和8年3月10日(火) 13:30~(予定)
- (2) 場所 四日市市役所 3階 301会議室
- (3) 審査形式 プレゼンテーションとヒアリング

3 審査方法

最適な団体を選定するため、各提案団体が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、審査委員会が審査基準に基づき評価し、評価が高い上位の提案を予算の範囲内で複数選定する。

【審査】

- ・参加者からの企画提案書に関するプレゼンテーション(約5分)
- ・委員会から参加者へのヒアリング(約15分)
- ・参加者の出席人数は2人以内とする
- ・説明用の追加資料の提示及び配布、パソコン・プロジェクター等の使用は認めない

4 審査基準

委員は、企画提案内容を評価し、別紙の審査基準各項目について各自が評価点を与える。

5 採用団体の決定

- (1) 得点合計が「3点×項目数×委員数」に満たない場合は、不採用とする。
- (2) 採用団体数は、予算の範囲内とする。

※ただし、以下の場合には、委員の合議をもって理由付けをし、採用団体を決定する。

- a. 合計得点が基準を満たす団体数が採用想定数以上あり、得点順ではなく、応募ジャンルや市民大学としてよりふさわしいと思われる内容を勘案して採用団体を決定する場合。
- b. 合計得点が同点であった団体について、片方を採用、もう片方を不採用とする場合。
- c. 合計得点が基準を満たしていても、各項目の審査員の採点に1点(良くない)の評価がある場合。
- d. 合計得点が基準を満たす団体数が採用想定数に足りず、基準点に達していない団体についても条件を付けることで仮採用とする場合。
- e. ある団体の合計得点について、委員間の合計得点に倍以上の差があった場合。
- f. その他、委員長が必要と認めた場合。

6 その他

- (1) 委員は、審査において知り得た事柄については、他に漏らしてはならない。
- (2) 委員が作成する審査採点表は無記名とする。(別紙)

＜審査基準＞

採点は各項目、5点（非常に良い）、4点（とても良い）、3点（良い）、2点（やや良くない）、1点（良くない）の5段階で行う。

評価項目		評価箇所
ジ ヤ ン ル 共 通	①事業実施に必要な知識・技術を活かした実績が認められるか	様式 2
	②魅力ある「講座タイトル」、「主旨」が設定されているか	様式 5
	③各回の講座が「主旨」に基づいた充実した内容であるか	様式 6
	④各回の講座のつながりや組み立てが工夫されているか	
	⑤目標の設定や講座の内容等、具体性のある提案であるか	
	⑥新しいアイデア、独自の創意工夫があるか	
	⑦公の行う講座として適切か	
	⑧多くの受講者が見込めるか	
ジ ヤ ン ル 別 別	【A：教養を高めることを目的とした講座】	
	⑨受講者が講座のテーマについて考え方理解を深め、また、新しい発見が期待できる講座内容であるか	様式 5
	⑩受講者が講座終了後にその内容を日々の生涯学習活動でも継続することが期待できる講座内容であるか	様式 6
	【B：生活課題や地域課題の共有化及び 解決に向けた学びの提供を目的とした講座】	
	⑨現状と問題点を理解したうえで、課題に対する理解を深め、具体的な対応策を導くことが期待できる講座内容であるか	
	⑩社会還元が期待でき、また、今日的課題や市民ニーズを的確にとらえた講座内容であるか	
	⑪会場、企画内容、託児の有無、スタッフ数等から見て、確実な事業を遂行するための体制がとられているか	様式 7
	⑫費用対効果の観点から、見積額及び積算内訳、根拠が妥当であるか	様式 8